

記者のこだわり

自民パー券「裏金議員」に納税の必要なし？ 国税当局は動くのか

岩本桜 北村秀徳 山田豊 政治 速報

毎日新聞 2024/3/12 07:00 (最終更新 3/14 23:31) 有料記事 1986文字



確定申告会場に向かう人々＝東京都中央区の東京国税局で2024年3月5日午後1時42分、北村秀徳撮影

「#確定申告ボイコット」「#納税拒否」――。確定申告シーズンのさなか、SNS（ネット交流サービス）に国民の怒りが相次いで書き込まれている。自民党派閥の政治資金規正法違反事件を巡り、「裏金議員」たちの「納税不要」とする考えと、納税者の一般常識とに大きな乖離（かいり）があるからだ。政治不信が高まる中、国税当局は動くのか。

「『使途不明』とんでもない」

2月下旬、東京都内の確定申告会場では、申告に来た人たちが列をなしていた。電気設備会社を営む中野区の広田和男さん（74）は2度目の来訪という。「少しでも不備があれば、書類も受け取ってもらえない。（裏金議員の）『使途不明』なんていう説明はとんでもない」

江東区の上田政義さん（80）は株式運用の収入を申告した。「一般人が収入を隠して裏金にすれば追徴課税される。政治家は自分たちに都合良く法律を作り、抜け道にしている」と憤った。



衆院政倫審で質問を聞く自民党安倍派の松野博一前官房長官＝1日（代表撮影）

自民党の調査報告書によると、2018～22年に派閥から還流されて不記載（一部は誤記載と主張）となった政治資金パーティー収入は計5億7949万円。還流を受けた議員・支部長は、清和政策研究会（安倍派）79人、志帥会（二階派）6人の計85人に上った。

3月1日に開かれた衆院政治倫理審査会（政倫審）には安倍派の松野博一前官房長官、高木毅前党国対委員長、塩谷立元文部科学相、西村康稔前経済産業相の幹部4人が出席。税務処理も論点となった。



衆院政治倫理審査会で挙手する西村康稔前経済産業相＝国会内で2024年3月1日午前9時25分、宮武祐希撮影

安倍派元幹部「納税するつもりない」

4人の中で還流額が1051万円と最も多かった松野氏は、秘書が事務所で現金保管し、必要に応じて会合費に充てたと説明した。

領収証や請求書が確認できたものだけに限り、政治資金収支報告書を訂正して支出に計上したとし、会合には同僚議員やマスコミが出席していて、非課税の「政治活動費」に該当すると主張した。

これに対し、立憲民主党の枝野幸男前代表は、訂正後の収支報告書で、22年の会合費が約550万円増えている点を追及した。

「2年間報告がなかったお金を政治活動費と言われても、国民は納得できない。納得してもらいたいなら、誰との会合で個人的な遊興費ではないと説明してください」と求めたが、松野氏は「プライバシーの問題があり、個人名は控える」と述べるにとどめた。

他の3氏も還流資金は「政治活動費」と説明した。

派閥座長の塩谷氏は不記載の234万円について、野党側から「納税しないのか」と追及され、「政治団体間の寄付であり適法で課税されない。納税するつもりはない」と言い切った。



自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けた衆院政治倫理審査会で弁明を終え、引き揚げる塩谷立元文科相（中央）＝国会内で2024年3月1日午後6時28分（代表撮影）

国税当局が直面する法の壁

国民の批判が高まる中、なぜ議員側は納税に否定的なのか。そこには政治資金の税法上の扱いの複雑さが関係している。

国税庁によると、政治団体は、大学のサークルや自治会と同様に、主として非営利で活動する法人格のない団体に分類される。このため、収益目的の事業を営んだ場合を除いて、法人税は原則非課税となる。

一方、政治家個人が資金を受領すると、「政治家個人の所得に当たる」とみなされるため、所得税法の課税対象となる。つまり還流資金が、政治団体と議員個人のどちらに帰属するかによっ

て課税の可否が決まることになる。

ここで判断のポイントとなり得るのが、東京地検特捜部の刑事処分の結果だ。

特捜部は1月、安倍派と二階派の会計担当2人を政治資金規正法違反（虚偽記載）で在宅起訴した。その際、還流資金の帰属先は「各議員の政治団体」と認定している。実際に松野氏は政倫審で検察の認定を根拠に脱税に当たらないと主張した。

また、政治資金規正法は政党以外の政治団体から政治家個人への金銭の提供を「受給罪」として一切禁止している。仮に国税当局が帰属先を議員個人と認定した場合、受給罪が成立することになり、既に虚偽記載罪で立件した検察の結論と食い違うことになる。



自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けた衆院政治倫理審査会で弁明中に汗を拭う高木毅前国対委員長＝国会内で2024年3月1日午後6時43分（代表撮影）

専門家でも意見割れる

ある検察OBの弁護士は「特捜部は大量の応援検事を投入して議員本人や秘書らから軒並み事情を聴いた。さらに会計帳簿などの証拠を総合して『帰属先は政治団体』と判断している。国税の認定がズレることは考えづらい」と指摘す

る。

一方、税理士でもある八ツ尾順一・大阪学院大教授（租税法）は、還流資金が課税対象になる可能性はあるとみる。

「自民の裏金問題では、秘書が収支報告書に記載せずに資金を事務所の金庫で保管していたようなケースもあった。こうした事情を政治家も認識していれば秘書と一体と見なされるだろう。還流資金は政治家個人の『雑所得』とみるのが自然だ」と税務調査の必要性を訴える。

国税当局は「裏金議員」の税務調査に乗り出すのか。国税庁は取材に「個別のことについて、お答えは差し控える。一般論として個々の事実関係に基づき適正に取り扱う」としている。【岩本桜、井口慎太郎、北村秀徳、山田豊】